

独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の兼業に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 27 号

制定 平成 16 年 4 月 1 日

全文改正 平成 19 年 3 月 30 日

一部改正 平成 20 年 3 月 28 日

一部改正 平成 21 年 3 月 24 日

一部改正 平成 22 年 3 月 30 日

一部改正 平成 28 年 4 月 26 日

一部改正 令和 4 年 3 月 31 日

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 営利企業の兼業

第 1 節 通則（第 4 条～第 7 条）

第 2 節 技術移転兼業（第 8 条～第 9 条）

第 3 節 研究成果活用兼業（第 10 条～第 11 条）

第 4 節 監査役兼業（第 12 条～第 13 条）

第 5 節 営利企業の事業以外の兼業（第 14 条～第 15 条）

第 3 章 自営の兼業（第 16 条～第 18 条）

第 4 章 営利企業以外の兼業

第 1 節 通則（第 19 条～第 21 条）

第 2 節 行政機関及び独立行政法人等の兼業（第 22 条～第 23 条）

第 3 節 その他の団体の兼業（第 24 条）

第 4 節 教育等に関する兼業（第 25 条）

第 5 章 兼業の期間（第 26 条）

第 6 章 短期間の兼業（第 27 条）

第 7 章 労働時間（第 28 条～第 29 条）

第 8 章 校長の兼業（第 30 条）

第 9 章 雑則（第 31 条～第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の教職員の兼業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（機構規則第 6 号）第 40 条又は独立行政法人国立高等専門学校機構船員就業規則（機構規則第 7 号）第

4 4 条規定の適用（他の規則において準用する場合を含む。）を受ける者及び独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（機構規則第 2 4 号。以下「再雇用規則」という。）の適用を受ける者以外の教職員（校長を兼務する役員を含む。）には適用しない。

（兼業の許可）

第 2 条 教職員の兼業は、教職員と兼業先との間に特別な利害関係がなく、又はその発生のおそれがない場合で、かつ、兼業に従事しても職務の遂行に支障がなく、教育研究に有益なものと認められる場合を基本として、この規則に従い許可することができる。

（定義）

第 3 条 この規則において「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、教職員が次の各号に掲げる職を兼ねることをいう。

- 一 商業、工業、金融業等利潤を得て、これを構成員に配分することを主目的とする企業体で、商法上の会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を営む団体（以下「営利企業」という。）の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねること又は営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねること。（以下「営利企業の兼業」という。）
- 二 教職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営すること。（名義人が他人である場合で教職員が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）（以下「自営の兼業」という。）
- 三 国又は地方公共団体の行政機関、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、公益法人その他の法人及び法人格を有しない団体（営利企業を除く。以下「営利企業以外の団体」という。）の職を兼ねること。（以下「営利企業以外の兼業」という。）

第 2 章 営利企業の兼業

第 1 節 通則

（営利企業の兼業）

第 4 条 営利企業の兼業は、原則として許可しない。ただし、次の各号に掲げる兼業で、当該兼業に係る許可基準を満たすときは、許可することができる。

- 一 第 8 条に規定する技術移転兼業
- 二 第 1 0 条に規定する研究成果活用兼業
- 三 第 1 2 条に規定する監査役兼業
- 四 第 1 4 条に規定する営利企業の事業以外の兼業

2 教職員は、営利企業の兼業を行おうとするときは、理事長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 3 理事長が営利企業の兼業（第1項第四号に掲げる兼業を除く。）の許可をするにあたっては、役員の見解を聴取するものとする。
- 4 理事長が営利企業の兼業を許可をするときは、当該兼業に係る職の任期等を考慮して定める期間を付して行うこととする。

（営利企業の兼業の報告）

第5条 営利企業の兼業の許可を受けた教職員は、当該兼業の状況について、各年度ごとに理事長に報告しなければならない。

（営利企業の兼業許可の取消）

第6条 理事長は、営利企業の兼業の許可について、当該兼業に係る許可基準に適合しなくなったと認められるとき又は状況の変化等により著しく不相当と認められるときは、その許可を取り消すものとする。

（営利企業の兼業終了後の業務の制限）

第7条 理事長は、営利企業の兼業の終了した日から2年間、営利企業の兼業を行った教職員を、当該営利企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係その他の特別な利害関係がある業務に従事させない。

第2節 技術移転兼業

（技術移転兼業）

第8条 技術移転兼業は、教職員が、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第12条第1項又は第13条第1項の認定に係る事業（以下「認定事業」という。）を実施するもの（以下「技術移転事業者」という。）の取締役、執行役、業務を執行する社員、理事、支配人、発起人、清算人、顧問又は評議員（以下この章において「役員等」という。）の職を兼ねる場合とする。

（技術移転兼業の許可基準）

第9条 理事長は、教職員から技術移転兼業の申請があつた場合において、当該兼業が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- 一 技術移転兼業を行おうとする教職員が、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有していること。
- 二 教職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として認定事業に係るものであること。
- 三 教職員の占めている職と申請に係る技術移転事業者（親会社を含む。）との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

- 四 兼業の申請前２年以内に、教職員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係その他の特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
- 五 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- 六 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第３節 研究成果活用兼業

(研究成果活用兼業)

第１０条 研究成果活用兼業は、教職員が、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、高等専門学校、大学、大学共同利用機関及び国の試験研究機関等の教職員の研究成果を活用する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を実施するもの（以下「研究成果活用企業」という。）の役員等の職を兼ねる場合とする。

(研究成果活用兼業の許可基準)

第１１条 理事長は、教職員から研究成果活用兼業の申請があった場合において、当該兼業が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- 一 研究成果活用兼業を行おうとする教職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果（特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。）に直接関わっていること。
- 二 教職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関するものであること。
- 三 教職員の占めている職と申請に係る研究成果活用企業（親会社を含む。）との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- 四 兼業の申請前２年以内に、教職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。
- 五 教職員が就こうとする役員等としての職務内容に、機構に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務（研究成果活用事業に係る業務を除く。）が含まれていないこと。
- 六 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- 七 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第４節 監査役兼業

(監査役兼業)

第１２条 監査役兼業は、教職員が、株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役の職を兼ねる場合とする。

(監査役兼業の許可基準)

第13条 理事長は、教職員から監査役兼業の申請があった場合において、当該兼業が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- 一 監査役兼業を行おうとする教職員が、当該申請に係る株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見を当該教職員の職務に関連して有していること。
- 二 教職員の占めている職と申請に係る株式会社等（親会社を含む。）との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係等の契約関係その他特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- 三 兼業の申請前2年以内に、教職員が当該申請に係る株式会社等との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
- 四 申請に係る株式会社等の経営に教職員の親族が、次の各号に掲げる場合又はその他の強い影響力を有していないこと。
 - イ 教職員の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）が所有している当該株式会社等の株式の数又は出資の額の合計が、当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超える場合
 - ロ 教職員の親族が、当該株式会社等の取締役の総数の2分の1を超えて当該取締役の職に就いている場合
 - ハ 教職員等の親族が当該株式会社等の代表取締役会長又は代表取締役社長に就いている場合
- 五 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- 六 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第5節 営利企業の事業以外の兼業

(営利企業の事業以外の兼業)

第14条 営利企業の事業以外の兼業は、教職員が、次の各号に掲げる営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねる場合とする。

- 一 営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものではない場合
- 二 機構が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- 三 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- 四 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- 五 法令又は条例その他これらに準ずると認められるもので、学識経験者からの意見聴取を行うことを義務づけられている場合

- 六 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- 七 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘，評価，選別に関する業務に従事する場合
- 八 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

（営利企業の事業以外の兼業の許可基準）

第15条 理事長は、教職員から営利企業の事業以外の兼業の申請があった場合において、当該兼業が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- 一 営利企業の事業以外の兼業を行おうとする教職員が、当該申請に係る兼業を行うために必要な知見を当該職員の職務に関連して有していること。
- 二 教職員の占めている職と申請に係る営利企業（親会社を含む。）との間に、物品購入契約，工事契約等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- 三 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- 四 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第3章 自営の兼業

（自営の兼業）

第16条 教職員が自営の兼業を行おうとするときは、理事長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げるものに該当するときは、自営の兼業として取り扱うものとする。

- 一 農業，牧畜，酪農，果樹栽培，養鶏等で、大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断される場合
- 二 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 独立家屋の賃貸にあつては、独立家屋の数が5棟以上であるもの。
 - ロ 独立家屋以外の建物の賃貸にあつては、貸与することができる独立的に区画された一部の部分が10室以上であるもの。
 - ハ 土地の賃貸にあつては、賃貸契約の件数が10件以上であるもの。
 - ニ 賃貸に係る不動産が劇場，映画館，ゴルフ練習場等の娯楽集会，遊技等のための設備を設けたものであるもの。
 - ホ 賃貸に係る建物が旅館，ホテル等特定の業務の用に供するものであるもの。
- 三 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であるもの。
 - ロ 駐車台数が10台以上であるもの。
- 四 不動産又は駐車場（以下「不動産等」という。）の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、賃貸料収入の合計額）が年額500万円以上になると見込まれる場合

- 五 不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合で、その種類に応じて、一戸建て1棟をアパート2室相当、土地1件又は駐車場1台をアパート1室相当として換算し、これらの合計が10室以上となるもの
- 六 不動産等の賃貸を共同名義で行う場合で、当該賃貸物件全体を対象としたときに、第二号から第五号までに該当するもの
- 七 第二号又は第三号に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(自営の兼業の許可基準)

第17条 理事長は、教職員から自営の兼業の申請があった場合において、当該兼業が次の各号に掲げる許可基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- 一 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
 - 二 教職員の占めている職と当該事業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係その他特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - 三 教職員以外の者を当該事業の業務遂行のための責任者としていること等により教職員としての職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - 四 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 2 自営の兼業のうち、不動産等の賃貸を行う場合における前項の適用については、次の各号に掲げる許可基準が前項各号に掲げられているものとする。
- 一 教職員と申請に係る不動産等の賃貸業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係その他の利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - 二 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産等の維持管理等の不動産等の管理業を事業者又は親族に委ねていること等により当該教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - 三 前号以外の事情等により、その他教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
 - 四 その他職務の公平性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(自営の兼業許可の取消)

第18条 理事長は、自営の兼業の許可について、前条の許可基準に適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

第4章 営利企業以外の兼業

第1節 通則

(営利企業以外の兼業)

第19条 営利企業以外の兼業は、次の各号に掲げる兼業で、次条に定める許可基準を満たすときに許可することができる。

- 一 第22条に規定する国等の行政機関の兼業

- 二 第 2 3 条に規定する独立行政法人等の兼業
 - 三 第 2 4 条に規定するその他の団体の兼業
 - 四 第 2 5 条に規定する教育等に関する兼業
- 2 教職員は、営利企業以外の兼業を行おうとするときは、理事長に申請し、その許可を受けなければならない。

（営利企業以外の兼業の許可基準）

- 第 2 0 条** 理事長は、教職員から営利企業以外の兼業の申請があった場合において、当該兼業が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。
- 一 教職員の占めている職と申請に係る営利企業以外の団体との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - 二 教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
 - 三 その他職務の公平性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 2 前条第一号及び第二号に規定する兼業における前項の適用については、前項中「いずれにも」とあるのは、「第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

（営利企業以外の兼業の取消）

- 第 2 1 条** 理事長は、営利企業以外の兼業の許可について、営利企業以外の兼業が前条の許可基準に適合しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

第 2 節 行政機関及び独立行政法人等の兼業

（国等の行政機関の兼業）

- 第 2 2 条** 国等の行政機関の兼業は、教職員が、法令若しくは条例に基づき設置される国又は地方公共団体の行政機関その他の組織（以下「国等の行政機関」という。）の職を兼ねる場合とする。

（独立行政法人等の兼業）

- 第 2 3 条** 独立行政法人等の兼業は、教職員が、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、個別法により設立された法人又は国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）の規定に基づき設置された国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）の職を兼ねる場合（第 2 5 条各号に掲げる場合を除く。）で、次の各号に掲げるものとする。
- 一 独立行政法人等の規程等で、有識者又は学識経験者から意見聴取することを規定している委員会等の委員を兼ねる場合
 - 二 独立行政法人等で共同研究、共同利用研究等を行うため、当該独立行政法人等の職を兼ねる場合
 - 三 独立行政法人等の非常勤の役員を兼ねる場合

第3節 その他の団体の兼業

(その他の団体の兼業)

第24条 その他の団体の兼業は、教職員が、営利企業以外の団体（国等の行政機関及び独立行政法人等を除く。）の職を兼ねる場合（次条各号に掲げる場合を除く。）で、次の各号に掲げるもの以外の兼業とする。

- 一 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療機関及び療養機関の長を含む。）を兼ねる場合
- 二 学校法人及び放送大学学園の理事長、理事、監事及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の理事長、理事、監事及び学校（園）長を兼ねる場合
- 三 公益法人及び法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）の会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員その他の役員及びこれらと同様と認められる職を兼ねる場合
- 四 学校等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合

第4節 教育等に関する兼業

(教育等に関する兼業)

第25条 教育等に関する兼業は、教職員が、営利企業以外の団体の職のうち、次の各号に掲げる職を兼ねる場合とする。

- 一 公私立の学校、専修学校、各種学校及び放送大学学園の設置する大学の職（これらの学校の長を除く。）のうち、教育を担当し、又は教育事務（庶務及び会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事するもの
- 二 公私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の職（これらの施設の長を除く。）のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事するもの
- 三 独立行政法人等、学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの職（理事長及び常勤の役員を除く。）のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事するもの
- 四 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等の職
- 五 国際交流を図ることを目的とする法人等の職
- 六 当該教職員の研究分野と密接な関係がある学会等の学術研究上有益であると認められる法人等の職
- 七 機構内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類する法人等の職
- 八 育英奨学に関する法人等の職
- 九 その他教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められる法人等の職

第5章 兼業の期間

(許可する期間)

- 第26条** 兼業を許可する期間は、営利企業の兼業を除き、原則として1年以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等に任期の定めのある職に就くときは、4年を限度として当該職の任期の定めによる期間を許可することができる。

第6章 短期間の兼業

(短期間の兼業)

- 第27条** 兼業の期間等が次の各号の一に該当する場合には、兼業の許可を要しない。
- 一 1日限りの場合
 - 二 2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合
- 2 前項の日数の算定にあたっては、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合には、従事する日のすべてを合算するものとする。
- 3 第1項の規定は、7日以上継続する任期を有する職を兼ねる場合には、適用しない。
- 4 教職員は、第1項の規定に該当する兼業を行うときは、理事長に報告しなければならない。この場合の報告は、兼業許可申請書その他これに替わるものの提出により行うこととする。

第7章 労働時間

(労働時間の取扱い)

- 第28条** 教職員が兼業に従事する時間は、原則として所定の労働時間以外の時間（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第9号）第19条及び独立行政法人国立高等専門学校機構船員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第10号）第18条の年次有給休暇を取得した期間及び時間を含む。）とする。ただし、理事長がやむを得ないと認めたときは、労働時間をさいて兼業に従事することができるものとする。この場合において、労働しない時間については、給与を支払わない。
- 2 教職員が兼業に従事することができる時間数は、原則として、移動時間を除いて週4時間（再雇用規則第2条に規定する短時間勤務教職員にあつては、週当たりの労働時間数（週当たりの労働時間数に2を乗じて得た時間数が42時間45分を超える場合は、42時間45分から週当たりの労働時間数を減じて得た時間数）（1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間数））までとする。ただし、理事長がやむを得ないと認めた場合に限り、本務に支障がない範囲内で制限を超えて行うことができる。

(労働時間内の従事)

第29条 前条の規定にかかわらず、教職員は、次の各号の一に該当するもので、無報酬であり、かつ本務に支障がない場合には、労働時間内について、職務とみなして従事することができるものとする。

- 一 第22条に規定する国等の行政機関の兼業
- 二 第23条に規定する独立行政法人等の兼業（同条第三号の規定に掲げる場合を除く。）
- 三 第25条に規定する教育等に関する兼業
- 四 第14条に規定する営利企業の事業以外の兼業（同条第五号及び第八号に掲げる場合に限る。）

第8章 校長の兼業

（校長の兼業の制限）

第30条 校長が行う兼業について、第28条第1項ただし書又は前条の規定の適用を受ける場合及びその他理事長がやむを得ないと認めた場合を除き、当該兼業に従事する時間が学校運営時間（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則第10条に定める休日以外の日の午前8時30分から午後5時までの時間をいう。）に係る兼業は、これを許可しない。

第9章 雑則

（申請手続）

第31条 教職員が、第4条第2項、第16条又は第19条第2項の規定により、申請を行うときは、次の各号に定める申請書により行うものとする。

- 一 営利企業の兼業 営利企業の兼業許可申請書（別紙様式1）
 - 二 自営の兼業 自営の兼業許可申請書（別紙様式2）
 - 三 営利企業以外の兼業 営利企業以外の兼業許可申請書（別紙様式3）
- 2 前項の申請書には、別表に掲げる書類及びそれぞれの兼業の許可基準に適合することを証明するものを添付しなければならない。

（兼業状況報告）

第32条 第5条の規定による兼業の状況報告は、各年度の状況について、兼業状況報告書（別紙様式4）により、当該年度の3月31日までに報告するものとする。

- 2 校長が行う兼業について、第29条各号に掲げる兼業が許可されたときは、校長兼業届（別紙様式5）を理事長に提出するものとする。

（この規則によりがたい場合の措置）

第33条 理事長は、教職員の兼業の許可について、この規則によりがたい特別の事情が

あると認めるときは、役員会の議を経て、これを許可することができる。

附 則（平成１６年４月１日制定）

- １ この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
- ２ この規則の施行日前に許可を受けている兼業については、施行日において、この規則の規定に基づき、許可を受けたものとみなす。

附 則（平成１９年３月３０日全文改正）

- １ この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
- ２ この規則の施行日前に許可を受けている兼業については、施行日において、この規則の規定に基づき、許可を受けたものとみなす。

附 則（平成２０年３月２８日一部改正）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月２４日一部改正）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月３０日一部改正）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年４月２６日一部改正）

この規則は、平成２８年４月２６日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日一部改正）

この規則は、令和４年３月３１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

別紙様式 1

営利企業の兼業許可申請書

年 月 日	
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿 ふりがな (申請者)	
下記について兼業規則に基づき、兼業の許可を申請します。	
1 所属等	
所 属	
職 名	
本 給	職本給表 () 級 号給
2 申請する兼業の区分	
☐ 技術移転兼業 ☐ 研究成果活用兼業 ☐ 監査役兼業 ☐ 営利企業の事業以外の兼業	
3 兼業予定先	
兼業先の名称	営利企業等の名称：
及び事業内容	営利企業等の事業内容：
(親会社がある場合の名称	
及び事業内容)	(親会社の名称：) (親会社の事業内容：)
所在地	(親会社の所在地：)
職 名	☐ 役員(名) ☐ 顧問 ☐ 評議員 ☐ その他(名)
職務内容と責任の程度	----- -----
報 酬	☐ 月収 ☐ 年収 ☐ その他 円 ☐ 無報酬
従事時間	☐ 常勤 ☐ 非常勤 時から 時まで 平均して、1月 日、1日 時間 週のべ 時間
兼業予定期間	☐ 新規 ☐ 継続 年 月 日から 年 月 日まで
4 教職員の兼業先の職務に必要な知見等の内容	

5 兼業が職務の遂行に与える影響（勤務時間をさく場合には、その時間数を併せて記入すること。）
6 兼業を行おうとする理由
7 その他参考事項

自営の兼業許可申請書

		年 月 日	
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿 ふりがな			
(申請者)			
下記について、兼業規則に基づき、兼業の許可を申請します。			
1 所属等			
所 属			
職 名			
本 給	職本給表 ()	級	号給
2 兼ねようとする事業 ☐ 不動産等の賃貸以外の事業 ☐ 不動産等の賃貸			
(1) 不動産等の賃貸以外の事業関係			
事業の名称			
所在地			
事業内容			
収入の予定 年額	円		
当該事業の 継承の理由			
使用人の人 数及び教職 員との続柄			
教職員が必 要とする事 業への関与 の内容及び 従事時間			
(2) 不動産等の賃貸関係			
賃貸する不動産 等	建 物	(独立家屋) 棟 延べ床面積 (マンション等) 棟 延べ床面積 所在地	m ² m ²
	土 地	貸付件数 件 面積合計 用途 所在地	m ²
	駐車場	駐車台数 台 設備の有無 有 ☐ 無 ☐ 所在地	

	その他	(娯楽集会, 遊技等のための設備を設けた不動産) 種類 件数・規模 所在地 (旅館, ホテル等特定の業務の用に供する建物) 種類 件数・規模 所在地
賃貸料収入の 予定年額	合 計	円
	建 物	(独立家屋) 円 (マンション等) 円
	土 地	円
	駐車場	円
	その他	円
不動産又は駐車 場の賃貸に係る 管理業務の方法		
3 特別な利害関係の有無		
4 職務の遂行への支障の有無		
5 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無		
6 その他参考事項		

営利企業以外の兼業許可申請書

年 月 日 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿 ふりがな (申請者)	
下記について兼業規則に基づき、兼業の許可を申請します。	
1 所属等	
所 属	
職 名	
本 給	職本給表 () 級 号給
2 兼業予定先 ☐ 国又は地方公共団体 ☐ 独立行政法人等 ☐ その他の法人、団体	
兼業先の名称 及び事業内容	名称：
所在地	
職 名	
職務内容と責任の程度	----- -----
報 酬	☐ 月収 ☐ 年収 ☐ その他 円 ☐ 無報酬
従事時間	☐ 労働時間外 ☐ 労働時間内 (無報酬の場合のみ) ☐ 常勤 ☐ 非常勤 時から 時まで 平均して、1月 日、1日 時間 週のべ 時間
兼業予定期間	☐ 新規 ☐ 継続 年 月 日から 年 月 日まで
3 兼業が職務の遂行に与える影響 (勤務時間をさく場合には、その時間数を併せて記入すること。)	
----- ----- ----- -----	
4 兼業を行おうとする理由	
----- ----- ----- -----	

兼 業 状 況 報 告 書

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿		年 月 日
所属 職名 氏名		
兼業規則により許可された兼業の 年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の状況について、下記のとおり報告します。		
1 兼業先の名称		
2 兼ねている役員等の職務内容	職名： 職務内容： ----- ----- ----- ----- -----	
3 許可の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
4 役員等の職務への従事状況		
日 時		業務の内容
年 月 日 時 ～ 時		
年 月 日 時 ～ 時		
年 月 日 時 ～ 時		
年 月 日 時 ～ 時		
年 月 日 時 ～ 時		
年 月 日 時 ～ 時		
年 月 日 時 ～ 時		
年 月 日 時 ～ 時		
年 月 日 時 ～ 時		
年 月 日 時 ～ 時		

5 兼業先から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益			
受領年月日	種 類	価 額	受領の事由
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
6 その他参考事項			
(注)(1) 3の「兼ねている役員等の職務内容」の欄は、監査役兼業を許可されている者については、記入を省略できるものとする。 (2) 5の欄には実費弁償（役員等としての職務の遂行のために受け取った交通費、宿泊費等の経費）を除いた兼業先から受領したすべての報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益について記載するものとする。 (3) 5の「種類」の欄には、金銭、有価証券、物品及びその他の別を記載するものとする。 (4) 5の「価額」の欄には、金銭を受領した場合においてはその額を、金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。 (5) 5の「受領の事由」の欄には、役員報酬、役員賞与、株式配当金、特許権等の実施料、指導料及びその他の別を記載するものとする。 (6) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。			

校 長 兼 業 届

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿

(学校名)

1 兼業予定先 ☐国又は地方公共団体 ☐独立行政法人等 ☐教育等に関する法人等

兼業先の名称	名称：
及び事業内容	

所在地

職 名

職務内容と責任の程度

報酬	☐ 月収	☐ 年収	☐ その他	円	☐ 無報酬
----	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	---	------------------------------

	年	日・回	: 1 日・回	時間
従事時間	平均して、1 月		日、1 日	時間
	週のべ			時間
	学校運営時間	内	・ 外	

兼業予定期間 ☐新規 ☐継続

年 月 日から 年 月 日まで

別 表

添付書類一覧表

兼業の区分		添 付 書 類
営 利 企 業 の 兼 業	技術移転兼業	・ 定款 ・ 組織図 ・ 営業報告書 ・ 技術移転兼業に係る教員が就こうとする役員等の職名及び職務内容を証する技術移転事業者が作成した書面 ・ その他参考となる資料
	研究成果活用兼業	・ 定款 ・ 組織図 ・ 営業報告書 ・ 研究成果活用兼業に係る教員が就こうとする役員等の職名及び職務内容、本学に対する契約の締結に係る折衝業務（研究成果活用事業に関するものを除く。）の有無を証する研究成果活用企業が作成した書面 ・ 研究成果活用企業が研究成果の事業化に関連して国等から受けている支援措置の内容を明らかにする資料 ・ その他参考となる資料
	監査役兼業	・ 定款 ・ 組織図 ・ 営業報告書 ・ その他参考となる資料
	営利企業の事業以外の兼業	・ 定款又は寄附行為 ・ 組織図 ・ その他参考となる資料
自 営 の 兼 業	不動産又は駐車場の賃貸の兼業	・ 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産又は駐車場の状況を明らかにする書面 ・ 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面 ・ 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面 ・ 事業主の名義が兼業しようとする教職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該教職員との続柄並びに当該教職員の当該事業への関与の度合 ・ その他参考となる資料
	不動産又は駐車場の賃貸以外の兼業	・ 教職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面 ・ 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面 ・ 教職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者とし

		ていることなど教職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調書 ・事業主の名義が兼業しようとする教職員の名義以外の名義である場合においては，当該事業主の氏名及び当該教職員との続柄並びに当該教職員の当該事業への関与の度合 ・その他参考となる資料
営 利 企 業 以 外 の 兼 業	国等の行政機関の兼業	・兼ねる職の根拠となる規程等の写し ・その他参考となる資料
	独立行政法人の兼業	
	営利企業以外の団体の兼業	・定款又は寄附行為その他団体の活動を明らかにする書面 ・その他参考となる資料
	教育に関する兼業	